

(仮称)東大阪市住工共生まちづくり条例(素案)

4. その他の施策

	特別委員会提示内容	修正後	特別委員会からの指摘事項	修正案の考え方	備考
用途規制 のただし書 き許可	第23条 市長は、住居系用途地域内にある一定規模以上のモノづくり企業であつて、転出することなどにより地域での雇用、周辺産業への影響が大きいと判断し、住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上止むを得ないと認めた場合には、用途規制のただし書き許可を推進する。	第23条 住居系用途地域内にある一定規模以上のモノづくり企業等から、建築基準法第48条のただし書きに該当する許可の申請がなされた場合、その内容が住居の環境を害するおそれなく、かつ、申請者の転出による雇用もしくは周辺産業への影響が大きいと判断されまたは特段の理由があると認められる場合は、市長はただし書き許可を認めるよう努めるものとする。	①公益上の判断ということとはあり得ない。許可を推進するのは悩ましいところで、どのよに表現していくか。→公益上とは、不適格工場が地域の雇用を生んでおり、近隣の商業を潤す役割を果たしているため工業系地域に移るのではなくその場で保全して創業してほしいというような場合が想定される。 ②申し出があった場合だけに限定	ご指摘を踏まえて修	「雇用」や「周辺産業への影響」について何らかの指標を設定し、規則・要綱等に反映 「住居の環境を害する」「特段の理由」についても同様
審議会の 設置	第24条 次に掲げる事項を審議するため「東大阪市住工共生のまちづくり審議会」(以下、審議会と言う。)を設置する。審議会の委員及び運営については別途市長がこれを定める。 (1) この条例の改正又は廃止に関すること。 (2) この条例に係る施策の実施に関すること。 (3) 第8条に定める、準工業地域のうち保全推進地域に指定する地域に対する意見に関すること	第24条 次に掲げる事項を審議するため「東大阪市住工共生のまちづくり審議会」(以下、審議会と言う。)を設置する。審議会の委員及び運営については別途市長がこれを定める。 (1) この条例の実施に関すること。 (2) この条例の実現に向けた方策に関すること。 (3) 第8条に定める、準工業地域のうちモノづくり推進地域の指定に関すること			本件は庁内委員会では出さないこととなっていたのでは ただし書きの許可にあたっての副申はどは役割ではないのか:建築との話ではどうだった? 設置条例、規則等で内容等を記載

5. 情報公開

成果の公表と市民意見の募集	第25条 市長は、この条例に基づく施策の実施状況について毎年、市民に公表するとともに、広く意見を求め、年に1回審議会に報告するものとする。	第25条 市長は、この条例に基づく施策の実施状況について毎年、市民に公表するとともに、広く意見を求め、年に1回審議会に報告するものとする。			
---------------	---	---	--	--	--

6. 附則

	この条例は、社会的状況に即したものとするため、必要に応じ見直しを行うものとする。	この条例は、社会的状況に即したものとするため、必要に応じ見直しを行うものとする。			
--	--	--	--	--	--